

# 鶏伝染性気管支炎生ワクチン

平成14年10月3日（告示第1567号）新規追加  
平成31年2月14日（告示第352号）一部改正

## 1 定義

弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルスを発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液を凍結乾燥したワクチンである。

## 2 製法

### 2.1 製造用株

#### 2.1.1 名称

弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルスH120株又は製造に適當と認められた株

#### 2.1.2 性状

4日齢の鶏に $10^{3.0}$ EID<sub>50</sub>を点鼻又は点眼接種すると一過性の軽い呼吸器症状を示すことがある。8～10日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射すると増殖し、鶏胚を2～7日後に死亡させ、又は鶏胚の発育不全若しくはカーリングを起こす。

#### 2.1.3 繼代及び保存

原株及び原種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格1.1の発育鶏卵で継代する。

原株の継代は、原種ウイルスの製造又は原株の恒久的な維持以外の目的で行ってはならない。

原種ウイルスは、直接原株から連続した工程により製造し、その継代数は3代以内でなければならない。

種ウイルスは、原種ウイルスから2代以内に製造しなければならない。

原株及び原種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

種ウイルスは、原種ウイルスからワクチンの製造ごとに用時調製する。

### 2.2 製造用材料

#### 2.2.1 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1の10～12日齢のものを用いる。

### 2.3 原液

#### 2.3.1 発育鶏卵の培養

1回に処理する発育鶏卵を個体別発育鶏卵とみなす。

個体別発育鶏卵について、3.1の試験を行う。

#### 2.3.2 ウイルスの培養

種ウイルスを発育鶏卵で培養して、尿膜腔液を採取し、そのろ液、遠心上清又はこれを濃縮したものを原液とする。

原液に適當と認められた必要最少量の抗生物質を加えてよい。

尿膜腔液に必要最少量の抗生物質を加え、その遠心上清に安定剤を加えた後、ろ過したものを原液としてもよい。

原液について、3.2の試験を行う。

### 2.4 最終バルク

原液を混合し、適當と認められた希釗液及び安定剤を加えて調製し、最終バルクとする。この場合、適當と認められた必要最少量の抗生物質を加えてよい。

小分製品が錠剤である製剤については、原液を混合して凍結乾燥し、適當と認められた賦形剤及び滑沢剤を加えて調製し、最終バルクとする。

### 2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注して凍結乾燥し、小分製品とする。小分製品が錠剤である製剤につ

いては、最終バルクを錠剤に成型し、小分製品とする。

小分製品について、3.3の試験を行う。

### 3 試験法

#### 3.1 発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の1%以上又は30個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

##### 3.1.1 培養観察

対照発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

##### 3.1.2 鶏赤血球凝集試験

3.1.1の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol%鶏赤血球浮遊液を等量加え、60分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

#### 3.2 原液の試験

##### 3.2.1 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.2.2 ウィルス含有量試験

###### 3.2.2.1 試験材料

###### 3.2.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。このときリン酸緩衝食塩液に必要最小量の抗生物質を添加してもよい。

###### 3.2.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1の9～11日齢のものを用いる。

###### 3.2.2.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ5個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37°Cで7日間培養し、観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

###### 3.2.2.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、EID<sub>50</sub>を算出する。ただし、24時間以内に死亡したものは除外する。

検体のウィルス含有量は、1mL中10<sup>6.8</sup>EID<sub>50</sub>以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウィルス含有量とする。

#### 3.3 小分製品の試験

##### 3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体又は均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

##### 3.3.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.3.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.3.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.3.5 サルモネラ否定試験

一般試験法のサルモネラ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.3.6 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.3.7 迷入ウイルス否定試験

一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.1.1、2.1.2、2.2.1及び2.2.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、中和用血清は、抗鶏伝染性気管支炎ウイルス血清（付記）を非働化したものを用いる。

### 3.3.8 ウイルス含有量試験

3.2.2を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり $10^{3.5}$ EID<sub>50</sub>以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

### 3.3.9 安全試験

#### 3.3.9.1 試験材料

##### 3.3.9.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液を用いてウイルスが1接種量当たり10羽分含まれるように調整し、接種材料とする。

##### 3.3.9.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1由来の4日齢の鶏を用いる。

##### 3.3.9.2 試験方法

試験動物10羽を試験群、5羽を対照群とする。

接種材料1接種量ずつを試験群に点眼接種し、対照群と共に3週間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定する。

##### 3.3.9.3 判定

観察期間中、対照群においては、臨床的な異常を認めてはならず、試験群においては、一過性の呼吸器症状及び結膜の充血を呈することがあっても、その他の異常を認めてはならない。

### 3.3.10 力価試験

#### 3.3.10.1 試験材料

##### 3.3.10.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

##### 3.3.10.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1由来の4日齢の鶏を用いる。

##### 3.3.10.1.3 中和試験用ウイルス

製造用株を用いる。ただし、ウイルス量は、ウイルスを感染させた尿膜腔液を、生ワクチン製造用材料の規格1.1の9～11日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、ウイルス価を測定するとき、1mL中 $10^{5.0}$ EID<sub>50</sub>以上でなければならない。

##### 3.3.10.1.4 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1の9～11日齢のものを用いる。

##### 3.3.10.2 試験方法

試験動物10羽を試験群、3羽を対照群とする。試験群に、接種材料1羽分を点眼接種し、対照群と共に3～4週間観察する。観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

試験終了時、試験群及び対照群から得られた血清についてウイルス希釈法により中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールし、非働化する。

中和試験用ウイルスを10倍階段希釈し、各段階の希釈液を3群に分け、第1群には試験群のプール血清を、第2群には対照群のプール血清を、第3群にはウイルス対照としてリン酸緩衝食塩液を、それぞれ等量加えて混合する。これらの混合液を4℃で18～24時間又は37℃で60分間処理した後、各段階の希釈液ごとに5個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に0.1mLずつ注射し、37℃で7日間培養し、観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

##### 3.3.10.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、中和指数を算出する。ただし、24時間以内に死亡したものは除外する。

試験群の中和指数は、対照群に対し2.0以上でなければならない。この場合、対照群の中和指数は、ウイルス対照に対し1.0以下でなければならない。

### 3.3.11崩壊試験

小分製品が錠剤である製剤について次の試験を行う。

#### 3.3.11.1試験方法

試験品 1錠を15～25℃の水200mLの入ったビーカーに入れ、ガスの発生が終了するまでの時間を測定する。

6錠についてこの操作を繰り返す。

#### 3.3.11.2判定

ガスの発生が終了すると、水中において溶解又は分散して粒子の塊を認めない場合を崩壊したものとする。

全てが5分以内に崩壊しなければならない。

## 4 貯法及び有効期間

有効期間は、1年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

### 付記 抗鶏伝染性気管支炎ウイルス血清

製造用株で免疫した生ワクチン製造用材料の規格1.1由来の鶏又は哺乳動物の血清で、試験品中のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。